

## 平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第7回）議事録

■日時 平成29年3月21日（火）午後3時30分～午後5時49分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

### ■出席委員

片谷会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、黒田委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、杉田委員、西川委員

### ■議事内容

#### 審議

(1) 「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 騒音・振動、日影、電波障害、景観及び廃棄物について審議を行い、騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

(2) 「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議及び総括審議

⇒ 騒音、振動、動物、植物、生態系及び人と自然との触れ合い活動の場の項目について審議を行い、騒音、振動、動物、植物及び生態系に係る委員の意見について、指摘の主旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、総括的事項並びに大気質、騒音、振動、水循環、地形及び地質、動物、植物、生態系及び景観の個別事項に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答申案を、全会一致で総会へ報告することとした。

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第7回）

速 記 録

平成29年3月21日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

(午後3時30分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員11名、あと、会長を含めまして9名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。佐々木委員が若干遅れるという御連絡をいただいているところでございます。

それから、当方の部長の鈴木が議会の関係で出席できないということと、あと、池田も急遽、豊洲の議会の関係で議会のほうに行っておりまして、欠席ということになってございます。

それでは、第二部会の開催をお願いいたします。

本日、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思えます。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴者入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら、退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議及び総括審議とその他となっております。

それでは「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

本日の資料をおめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。資料1-1、審議資料でございます。

事業名称は「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」でございます。本年2月に文書諮問をさせていただいた案件でございます。

まず、1 選定した環境影響の評価の項目として5項目、騒音・振動、日影、電波障害、景観、廃棄物でございます。選定した理由は、80ページに記載がございます。

委員からの意見で、坂本委員と検討させていただきましたけれども、これにつきましては、最後に御説明させていただきたいと思えます。

2 選定しなかった環境影響評価の項目につきましては12項目で、記載のとおり、大気汚染、悪臭等12項目で、理由につきましては、81ページ～83ページに記載がございます。

3 都民の意見及び周知地域区長の意見ですけれども、おめくりいただきまして、2ページでございます。

まず、都民意見でございます。2ページにわたってございますけれども、1件ということで、1名の方の御意見でございます。

それから、周知地域区長の意見としまして、港区長と品川区長から1件ずつ、合計2件の意見をいただいております。

まず、2 都民からの主な意見を御紹介させていただきたいと思えます。

まず【騒音・振動】からです。

計画書10ページには、高架橋の基礎の掘削する深さは3mとなっている。しかし、基礎杭の深さは25mとある。工事中、工事完了後の電車通過時に振動があるのか。

次回、環境影響評価書案には高架橋の遮音壁の構造を詳しく載せてほしい。

それから、3行下に行って、工事完了後の環境影響評価項目に低周波の選定はしないとある。夜間保守点検、夜間工事の低周波も項目に加えてほしいといった御意見でございます。

低周波につきましては、事業者のほうに確認しましたところ、夜間工事であっても低周波を発生させるような工事は行わないということと、その他の項目につきましては評価書案のほうでしっかり記載していくということでございました。

続きまして【電波障害】です。

テレビ電波障害調査範囲図には衛星放送とテレビ神奈川を追加してほしいということなのですけれども、衛星放送につきましては現況調査まではしませんが、予測はきっちりやるということと、あと、テレビ神奈川は、東京都の案件なので、どこまでやるかというのがありますけれども、一応、テレビ神奈川は考えていないということでございます。

3ページ目で【その他】としまして、環境影響評価調査計画書をインターネットで公開して

ほしい。

それから、調査計画書の縦覧期間が短い。

住民説明会が行われていないのではないかという御意見がございました。

インターネット公開につきましては、そもそもは、この事業者の図書の提示は事業者のほうで公開するのが原則だと思うのですけれども、こちらについては検討しているところがございます。

縦覧期間等につきましては、東京都も昔はもう少し長かったのですけれども、かなり長く制度を運用してきて、調査計画書につきましては簡素化しようということで、平成14年にこのような制度になったところがございます。

それから、3 周知地域区長からの意見です。基本的には、一般的な御意見が多かったものでございます。

港区長の総論としまして、1番です。環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。

下に行って、各論。交通についてというところです。現在、品川駅の乗降人数は、1日平均約70万人弱となっており、うち京浜急行の乗降人員はその約4割弱を占めています。今後、品川駅周辺において、開発等が進む中でさらに発展していくことが予想されることから、駅及び周辺の人の流れなども十分に考慮した設備や施設等も検討してください。

それから、品川区長の意見です。環境全般と記載がありまして、1番、工事施工前、工事施工中及び供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分行うほか、理解と協力が得られるよう最大限努力されたい。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応されたい。

おめくりいただきまして、4ページです。騒音・振動の意見としまして、関係法令の基準を遵守するとともに、低騒音・低振動型の建設機械・工法の採用を図り、騒音・振動の低減に努められたい。

それから、2つ下です。史跡・文化財の意見としまして、計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないものの、江戸時代に墓域及び寺院があった地域であり、計画によってそれらの遺跡が発見される可能性があるため、十分注意されたいといった御意見がございました。

こういった意見を踏まえまして、また1ページにお戻りいただきまして、選定した環境影響評価の項目の意見の案ですけれども【騒音・振動】です。

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。  
という意見でございます。

ここで、お手元のブルー色の冊子の88ページ～89ページをご覧ください。

まず、88ページが騒音調査地点位置図となっておりますけれども、基本的にはT-1からT-7が鉄道騒音調査地点となっております。品川駅の周辺は国道15号ですとか、あと、東側は鉄道の区域になっているので、さほど影響は大きくはないかなと思うところなのですが、南側の北品川駅の周辺は独立住宅も含めましてマンション等の住宅も、中高層の住宅等もそれなりの数多く存在するので、それを踏まえて、89ページを見ていただきます。

89ページの下、表8.2-6、工事の完了後の左から3列目の予測地域、予測地点というところを見ていただきますと、3行目で予測地点は、原則として計画線の近接側軌道中心から12.5mの距離で地上1.2m及び3.5mの高さとするを書いてありますけれども、高架はこれよりもっと高いところにありますので、そうではなくて、高さ方向の予測もしてくださいというのが意見の案でございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 ただいまの説明につきまして、項目を担当されている委員から何か補足することはございますでしょうか。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 騒音担当の坂本です。

高架になって音源が上に上がるということと、受音点もマンションなどは高いところにあるわけですので、単純な平場における対策、遮音壁のような対策では十分いけないところもあるので、高さ方向の予測を十分行って、それを対策に生かしていただきたいという趣旨でございます。

以上です。

○平手部会長 何か御質問がございましたら、お願いいたします。

黒田委員、お願いします。

○黒田委員 電波障害の件ですけれども、4K・8Kは、そこに書いてありますように、2018年12月より放送が開始されます。これの電波障害につきましては、スカイツリーからの放送が開始されたときと同様に、実際に放送が始まってから調査をするということになっております。

○平手部会長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 史跡・文化財でございますけれども、選定されていないのは構わないのですが、品川区長からの意見に江戸時代に墓域及び寺院があった地域であり云々と書いてあります。もし、そういうものが発見されますと、かなり作業としては大変な作業になると思いますので、選定するしないは別としまして、教育委員会の担当の方と前もって詳しく打ち合わせをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○平手部会長 その旨、事務局のほうで対応していただけますか。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○平手部会長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

会長、お願いします。

○片谷会長 電波障害のところではテレビ神奈川が出てきたのですけれども、先ほどの宇山課長の説明では、東京都内の案件であるからということがありましたが、現実には東京都内でテレビ神奈川はかなり広い範囲で見えるので、やはり全く無視はできないかなという気はします。

もちろん、実際に視聴に障害が出れば対応は考えられるとは思いますが、一応、単純に無視していいものではないという趣旨のことは、今日の段階はこのとおりでいいですが、事業者に一応伝えておいていただいたほうがよろしいかと思います。

○平手部会長 今の問題は、要するにテレビ神奈川さんがどの程度までエリアとして用意しているかということに多分かかわってきていて、当然、距離が遠いところでも連続的に見えるわけですね。そうしますと、どこまでを保護すべきかというのは、これはちょっと問題があるような気はするのですが、私はむしろテレビ神奈川さんが神奈川県の中の範囲ということに決めているとすれば、東京都が見られる見られないというのは、もし見えなかったとしても保護の対象にはならないのではないかと。仮に今、見える範囲はここですと決めていますが、それはどういうふうな扱いになるのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 明確にどの電波を保護しようかと決まっているわけではございませんので、少なくとも主要な電波が見られないというのは困るということで、通常の民放と、あとは東京であれば東京MXテレビがございますので、神奈川県と東京都の県境とかですとテレビ神奈川も調査したりもしますけれども、県境まで遠くもないですが、かなりそれなりに離れている地域でテレビ神奈川まで事業者さんにしっかりやりなさいとお願いするのはなかなか

難しいところだと思いますけれども、会長からの御指摘もありましたので、そういったこともありますということはしっかり伝えて、やれる範囲で対応していただきたいと思っております。

○平手部会長 分かりました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き、総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の5ページをご覧ください。資料1-2でございます。読み上げさせていただきます。

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成29年2月6日に「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては1ページおめくりいただきました6ページでございます。

#### 第2 審議結果

##### 【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

#### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○平手部会長 ただいまの説明につきまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょ

うか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

次に「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音について事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元の超分厚い資料なのですが、本日、法アセスなので、従来ですと、騒音・振動が一緒になっていたりとか、動物、植物、生態系が1つの項目なのですが、法アセスの場合は全て分かれていて、今回は騒音、振動、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場ということの6項目で、あと、動物が250ページぐらいあるとか、かなりボリュームが多くなっておりますので、大事なところはしっかり説明したいと思いますけれども、なるべくポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

まず、騒音からです。騒音につきましては、お手元の9.2-1ページをご覧ください。やや前のほうです。3分の1ぐらいのところですか。

それでは、騒音の現地調査でございます。

「(1) 調査項目」は、騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）、地表面の状況、道路の状況、交通量の状況でございます。

おめくりいただきまして、9.2-3ページが現地調査の地点でございます。

まず、環境騒音です。No.1としまして、南西側の住宅地の付近。南側の福祉施設の付近がNo.2。東側の宝生寺団地におきましてはNo.3。それから、北側に住宅建設地点としてNo.4。これらの地点でございます。

それから、おめくりいただいた、9.2-4ページが道路交通騒音と交通量の調査地点でございます。

オレンジ色の線が工事用車両の走行経路で、走行経路上に4地点。それから、青色の線が関連車両の走行経路で、走行経路上に4地点です。Aが重複しておりますので、合計で7地点でございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.2-6ページが(5) 調査結果でございます。

表を見ていただきますと、環境騒音につきましては静かな、といいますか、宝生寺団地内で47dBという数字もありますけれども、環境騒音としてはこういった状況でございます。

道路交通騒音につきましては、おおむね○なのですが、No. Fが×となっております。

こちらはほかと違って、環境基準の地域類型が違うAという類型になっておりますので、その関係もあって、音自体はほかの地点とさほど変わらないのですけれども、環境基準を超過しているという状況でございます。

おめくりいただきまして、9.2-9ページで、予測・評価でございます。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音ですけれども① 予測項目で、建設機械の稼働に伴う騒音でございます。

一番下の③ 予測対象時期は、建設機械の日稼働台数が最大となる時期である工事着工後21ヶ月目としてございます。

おめくりいただきまして、9.2-10ページが建設機械の稼働に伴う騒音の予測地点でございます。No.1、No.2、No.4は現地調査の地点と同じでございますけれども、No.3につきましては、環境騒音は宝生寺団地内ではかりましたが、騒音の基準は敷地境界で適用されるので、こちらは敷地境界のNo.3という地点で予測をしてございます。

それでは、9.2-15ページをご覧ください。予測結果でございます。こちらは数値になりますけれども、これを図に落とし込んだものが次の9.2-16ページでございます。

まず、計画地南側の真ん中あたりに最大値（67dB）と書いてありますけれども、こちらは山の中の地点でございます。それぞれNo.1、No.2、No.3、No.4につきましては、58dB、55dB、64dB、58dBとなっております。

続きまして、9.2-17ページが発破作業に伴う騒音でございます。

③ 予測対象時期としましては、予測地点の近傍で発破作業が実施される時期でございます。

おめくりいただきまして、9.2-18ページ、発破作業に伴う予測地点は建設機械と同様でございます。

9.2-22ページが⑥ 予測結果でございます。それぞれNo.1、No.2、No.3、No.4において、61dB、62dB、75dB、46dBとなっております。

9.2-23ページで(2) 環境保全措置の検討でございます。

環境保全措置としましては、一番上、低騒音型建設機械の採用。上から4つ目、工事工程の平準化。それから、その下の発破作業の回避・低減ということで、右側の文章に書いてありますけれども、発破については影響が大きいので、一部を薬剤や建設機械による破碎で代替するとしてございます。それから、その下の発破作業の実施時間等の調整ということで、発破については早朝・深夜の実施は避け、一日当たりの実施回数を低減していくということが

記載されてございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.2-25ページで(3)評価でございます。

①のアにつきましては、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、低減されているか。イにつきましては、騒音規制法に基づく騒音の基準、それから、環境確保条例に基づく騒音の勧告基準との整合が図られているかを評価の指標としてございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.2-28ページで② 評価結果でございます。

アにつきましては、本事業では、先ほどのような環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で、影響の低減が図られているとしてございます。

イにつきましては、まず中段の表を見ていただきますと、基準としては特定建設作業で85dB、指定建設作業で80dB。それに対しまして、No. Aで、これは「最大寄与濃度」と書いてありますけれども「最大値」です。最大値出現地点で67dBということで、基準を下回っているというところでございます。

それから、下段の発破作業の表につきましては、基準自体は適用されないのですが、注に書いてありますとおり、環境確保条例における動力、火薬、または鋼球を使用して建築物、その他の工作物を解体し破壊する作業の勧告基準を適用した場合にそれを下回るとしてございます。

続きまして、おめくりいただいて、9.2-30ページです。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音でございます。

③ 予測対象時期としましては、影響が最大となる時期として、工事用車両台数(大型車)が最大となる月の21ヶ月目としてございます。

予測地点につきましては、お隣の図です。主に計画地北側を中心にオレンジ色のラインが入っていますけれども、そちらに4地点と、あと、オレンジ色の破線のところで、こちらは新しく新設する道路になりますので、そちらでも1つ断面を切ってございます。

それでは、9.2-36ページをご覧ください。予測結果につきましては、評価とあわせて御説明させていただきます。

環境保全措置でございます。記載されているのは、工事工程の平準化、アイドリングストップや過負荷運転の防止、車両の点検、整備等でございます。

おめくりいただきまして、9.2-38ページが(3)評価でございます。

アにつきましては、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避、低減されているか。イにつきましては、環境基準との整合ということで、環境基準は表に記載のとおりでござい

ます。

評価結果としましては、アにつきましては、先ほどお話ししましたような保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で、環境影響の低減が図られているとさせていただきます。

それから、イの目標との整合ですけれども、下段の表を見ていただきまして、予測結果の真ん中です。工事中交通量というところですが、No. Aで一番大きいところで西側の69.9dBです。こちら環境基準ぎりぎりとはなっておりますけれども、増加レベル0.1dB未満ということで、ほとんど増加させていないという状況でございます。それから、No. Cの西側もやや高い値が出ていますけれども、こちら増加レベルは0.1dB未満です。増加レベルが高いところでもNo. Aの東側で0.2dBという状況でございます。

おめくりいただきまして、9.2-41ページが交通の集中に伴う騒音でございます。

「③ 予測対象時期」です。施設供用後の平成34年でございます。

おめくりいただきまして、9.2-42ページが予測地点でございますけれども、北側に行くときかなり交通処理が難しくなるということで、北側には行かないような配慮を既にして、南側のほうに交通量をさばくという計画でございます。

予測地点は、No. A、No. E～No. Gの4地点でございます。

9.2-47ページをご覧ください。環境保全措置でございます。

車両の効率的な運行管理というところでは、今回、あくまでこれは土地区画整理事業のアクセスになりますので、上物の物流施設の事業者さんは厳密に言いますと予測・評価の対象外ではあるのですが、既に固まった計画でやっているということで、保全措置の中でも効率的な運行管理により、走行時間帯の集中を回避するよう指導し、と書いてあるので、八王子市がみずからやるわけではないのですが、そういった指導をしっかりとっていくというのが以下同様に記載されてございます。

それから、道路整備の推進です。一番下で、周辺道路の整備や改良を道路管理者へ要請する等、関係行政と協議して交通の集中に伴う負荷の低減に努めるとさせていただきます。

それでは、おめくりいただきまして、9.2-49ページで(3)評価でございます。

アにつきましては、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、低減されているか。イにつきましては、環境基準との整合でございます。

おめくりいただきまして、9.2-50ページ② 評価結果でございます。アにつきましては、先ほどの保全措置を講じることから、実行可能な範囲で、低減が図られているとさせていただきます。

それから、イのほうはやや重い内容になっておりますけれども、特に表を見ていただきますと、昼間のA地点、予測結果の真ん中の列になりますが、将来交通量のBというところで、No. Aの西側で72.9dB。それから、No. Fで68.0dB、68.4dB。それから、夜間はNo. Aで69.5dB、66.8dB、No. Fで63.6dB、64.0dBと、No. AとNo. Fにおいて環境基準を上回る状況となっております。

増加レベルも、昼間はNo. Aで3.0dB、2.8dB。夜間では5.2dB、4.5dBということになっておりまして、No. Fはもともと環境基準を超えているとはいえ、さらに押し上げるような状況になってございます。

それでは、概要の説明は以上でございますので、本日の資料の7ページをご覧ください。資料2-1、騒音の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見はございませんでした。

項目検討を坂本委員にお願いいたしまして、意見あり、別紙2のとおりとしてございます。

まず、都民意見を御紹介させていただきます。おめくりいただきまして、8ページでございます。

物流拠点事業が稼働すると、昼夜関係なく24時間車が走り、環境が一変します。排気ガス・光公害・騒音・振動等、近隣住民の受ける被害は甚大となります。造成地を貫く16m道路と、北西部幹線道路との交差路の予測はしておらず、片手落ちです。交差点での排ガス・騒音などの予測はすべきです。

それから、2つ下です。もともと物流施設を造る地域ではないのです。計画地周辺の道路騒音が基準値すれすれであるのに、交通量をふやすのはやめるべきですといった御意見でございます。

1つ目の意見も3つ目の意見も、かなり騒音の影響が大きくなる。2つ目の意見もそうです。4つの意見、全ての意見がそうなのですけれども、これにつきましては、先ほど御説明したとおり、かなり環境基準を上回るような状況が発生するという事等も踏まえまして、知事意見のほうにしているところでございます。

それから、1つ目の造成地を貫く16m道路と、北西部幹線道路との交差路の予測につきましては、こちらは大気の方でも同様の意見がありまして、審議させていただきましたけれども、一応、北西部幹線道路という別のアセスがありまして、そちらで予測・評価をしているのでということが見解書のほうに記載されているところでございます。

こういった意見を踏まえまして、答申案の意見案が9ページでございます。

1 交通の集中に伴う騒音の評価において、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

ということで、やはりこの案件では完了後にかなりの物流車両が通って、一部の地点の住宅近傍ではかなり騒音レベルが上がるということで、環境保全措置も記載はしておりますけれども、さらにもっと記載する余地があるといえますか、検討する余地があるのではないかとということで、少しでも減らすような対策を考えてほしいということで、このような意見にさせていただきます。

それから、2番目につきましては、こちらは大気の方でも意見の案とさせていただいてまして、共通意見ということで、大気と同様なのですけれども、

2 騒音の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成28年12月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。

ということで、すぐ近くのインターチェンジがフルインターになったということで、予測条件の妥当性を検証してくださいという意見でございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 坂本委員、何か補足することはございますでしょうか。

○坂本委員 事務局から御説明いただいたとおり、非常に現況でも騒音レベルが、現況のレベルは9.2-6ページにあるのですけれども、道路交通騒音でいいますと67dB~68dBというところになっております。交通量が非常に多いというのが一番大きな原因なのですが、工事用車両については工事用車両の増加分は現況の交通量に対してそれほど大きくないので、影響はそれほど大きくはないのですけれども、交通の集中に伴う騒音というところは交通量が非常に増える。

9.2-44ページに将来交通量がありますが、例えばNo. Aのところは合計が将来一般交通量5,212台に対して、関連車両を合わせると9,562台である。ほぼ2倍弱になるということで、3dB弱の増加になるということです。現況、67dB~68dBあるところで2dB~3dB足されますと70dBを超えてしまうという非常に大きな騒音になってしまうので、そこを少しでも減らしていただきたいということで意見をつけております。

環境保全措置に関しては9.2-47ページにありますますが、できることといえばマネジメントで平準化するか集中をなくすということと、一番下に「道路整備の推進」とありますけれど

も、道路の構造を変えるといいですか、例えば舗装を変えるとか、そういったことをやって、なるべく騒音を低減させる。吸音するとか、タイヤ路面騒音を抑えるとか、そういう措置を協議の上、努めていただきたいということで1番の意見としております。

それから、2番については、今、申し上げましたとおり、騒音に対して一番大きく効いてくるのは交通量であるので、その交通量の原単位をしっかりと正確に把握してくださいという意図であります。

以上です。

○平手部会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

片谷会長、お願いします。

○片谷会長 今、坂本委員が指摘してくださったことに私も全面的に賛成する立場なのですが、これはたしか1月に第二部会で審議したときにも私、若干、苦言を呈したことなのですが、評価の基準が本来、できる限り低減するということであるのに、評価の結果にそれが書いていないのは問題だということは既に指摘したところであります。

それで、今回の騒音の評価のところを見ますと、どうも保全対策を並べてあるので、それでいいではないかという姿勢のように見えてしまうのですよ。できる限りという発想がこの評価の文章の中になくということだけではなくて、どうも、これはやはり事業者の姿勢として、本当にできる限り下げようとしているのかということが疑われるような内容であると私は見ておまして、意見は坂本委員の御提案のとおりで私もいいと思いますけれども、評価書に至るまでの間にその辺の姿勢をもう少し明確にしてくださいということはぜひ事務局から事業者伝えていただきたいと思います。

これだけ住民の方々の健全な御意見が出ている中で、通り一遍というところと若干言い過ぎのところもありますけれども、何か対策やそれに対する評価というものが余り重視されていないように見えるというのが私の率直な印象なので、その辺を事業者にぜひ伝えていただきたいと思います。

やはりこういう、もともと交通量がある程度あるところではありますけれども、環境基準に近かったり、超えていたりするようなところで、それをさらに上回るような事業ですので、ありとあらゆる手段を使って下げる努力をするのだという姿勢が見えないのはやはり、ちょっと事業者の姿勢として疑問があるという趣旨です。

もう一点、発破のことが出てくるのですけれども、これも意見に入れるというほどまでは

ないと思いますが、私の認識では、発破の音というのは、これは坂本委員、もしコメントがあったらいただきたいのですが、日常的に聞く音ではないものですから、不快感という意味ではかなりデシベルの数字以上に感じるものではないかと思っております、そういう点からもこれはかなり保全措置を、時間帯を限定するとかということが書かれているのですけれども、それをより徹底するようなことが必要ではないかと思っておりますので、それも事業者にお伝えいただければと思います。

私の認識に誤りがあったら、坂本委員、御指摘ください。

○坂本委員 発破の音については、会長のおっしゃるとおり、非常に特異な音になるので、やはり突然ばんとやられると非常に住民の方は驚かれるので、やるのだったら、ちゃんと事前に周辺に周知した上でやっていただくとか、それから、何よりもなるべくそういうことをやらなくても工事が済むような形で進めていただくことがいいのではないかと思います。

○平手部会長 そのほか、何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、騒音につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということといたします。

次に、振動について事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、続きまして、振動について御説明させていただきます。騒音の並びで、次の9.3-1ページ、振動の現況調査でございます。

(1) 調査項目は、環境振動及び道路交通振動、地盤の状況、道路の状況、交通量の状況でございます。

おめくりいただきまして、9.3-3ページです。こちらは騒音と同様の、環境振動の調査地点でございます。

おめくりいただきまして、9.3-4ページ目で、こちらも騒音と同様です。道路交通振動、地盤卓越振動数、交通量の調査地点でございます。

9.3-6ページが(5) 調査結果でございます。

こちらは、中段の表を見ていただきますと、騒音とは若干違って、全て○で、規制基準を満たしているような状況でございます。

おめくりいただきまして、9.3-9ページで、予測・評価でございます。

まず、建設機械の稼働に伴う振動ですけれども③ 予測対象時期につきましては、騒音と同様の21ヶ月目でございます。

おめくりいただいて、9.3-10ページの予測地点についても騒音と同様でございます。

それでは、9.3-15ページ、予測結果でございます。最大値出現地点として、No. Aで52dB、

No. 1からNo. 4につきましては記載のとおりで、おめくりいただいたところに地図に落とし込みをさせていただきます。

騒音と同様に、最大値出現地点につきましては、こちらの周辺に住宅等があるような状況ではございません。No. 1からNo. 4につきましては、42dB、49dB、39dB、47dBという状況でございます。

続きまして、発破作業に伴う振動、9.3-17ページでございます。

③ 予測対象時期は、予測地点の近傍で発破作業が実施される時期でございます。

おめくりいただきまして、9.3-19ページが⑥ 予測結果でございます。No. 1で58dB、No. 2で59dB、No. 3で69dB、No. 4で46dBでございます。

おめくりいただきまして、9.3-20ページが(2) 環境保全措置の検討でございます。

上から3つ目で工事工程の平準化ですとか、騒音と同様、発破作業の回避・低減ですとか、発破作業の実施時間等の調整という記載がございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.3-22ページが(3) 評価でございます。

まず、① 評価手法です。アとしましては、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、低減されているかどうか。イとしまして、振動規制法に基づく振動の基準、それから、環境確保条例に基づく勧告基準との整合が図られているかでございます。

おめくりいただきまして、9.3-24ページが② 評価結果でございます。

アにつきましては、環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で、低減が図られているという記載がございます。

基準または目標との整合ですけれども、まず中段の表、建設機械につきましては、特定建設作業の基準が75dB、指定建設作業での基準が70dBに対しまして、最も高い地点で52dBという状況でございます。

それから、下段の表です。発破作業につきましては、こちらも基準自体はありませんけれども、環境確保条例の基準を準用するところ、75dBに対してNo. 3で69dBという状況でございます。

おめくりいただいて、9.3-26ページで、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動でございます。

③ 予測対象時期は、騒音と同様の21ヶ月目でございます。

お隣の9.3-27ページの予測地点につきましても、騒音と同様でございます。

それでは、9.3-31ページをご覧ください。予測につきましては、評価とまたあわせて御説

明させていただきます。

環境保全措置ですけれども、工事工程の平準化、アイドリングストップ、過負荷運転の防止、車両の点検、整備といった記載がございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.3-33ページが(3)評価でございます。

アについては、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避、低減されているか。イは、規制基準との整合でございます。

② 評価結果ですけれども、アについては、これまで同様、保全措置を講じることから低減が図られているという記載がございます。

おめくりいただきまして、9.3-34ページが規制基準との比較でございます。こちらも騒音と同様、増加レベルは0.2dB程度ということになっていて、全て規制基準を満たすという状況でございます。

それから、最後、9.3-35ページが交通の集中に伴う振動でございます。

③ 予測対象時期は、施設供用後の平成34年でございます。

おめくりいただきまして、9.3-36ページで、こちらも騒音と同様の予測地点となっております。

それと、9.3-40ページで、環境保全措置でございます。

こちらも騒音と同様、車両の効率的な運行管理、アイドリングストップや過負荷運転の防止、車両の点検、整備を徹底という記載がございます。

それでは、9.3-42ページで(3)評価でございます。

① 評価手法は、アについては、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避、低減されているか。イにつきましては、規制基準との整合でございます。

9.3-43ページ、回避、低減に係る評価ですけれども、環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で、環境影響の低減が図られているという記載でございます。

それから、表にありますとおり、こちらは騒音の場合は基準を超えているような状況だったのですけれども、増加レベルについては若干高い値も出ておりますが、規制基準については満たすといった結論になってございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、10ページ、資料2-2、振動の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見はなし。

項目検討につきましては坂本委員にお願いしまして、意見あり、別紙2のとおりでございます。

す。

まず、11ページの別紙1でございます。こちらの意見につきましては、先ほどの騒音の意見と同じ意見でございます。

そういった意見を踏まえまして、12ページの意見案でございます。こちらは大気、騒音と共通の、振動の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成28年12月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること、でございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、坂本委員、何か補足することはございますでしょうか。

○坂本委員 振動につきましても、騒音と大分、内容が重複するところは多いのですが、レベルについては規制基準は超えていないということなのですけれども、道路交通振動などと振動レベルが50dBを超えると苦情につながることもあります。

結果を見ますと道路交通振動で、9.3-43ページに交通の集中に伴う振動の予測結果ということで、Aの地点は5dB増加で50dBを超える値が予測されていたりします。ほかにも50dBに近いところも予測されているところもありますので、十分注意していただきたいと思います。

それから、先ほど発破の指摘がありました。発破によって69dB、59dBというのもかなり注意していただく必要があるかなと思います。

以上です。

○平手部会長 何か御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

やはりこれも先ほどの騒音と同じように、かなり問題が発生するといえますか、発破の問題とかがありますので、御注意いただきたいということで御指導をお願いいたします。

あとはよろしいでしょうか。

よろしければ、振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということといたします。

次に、動物について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、少しページが飛びまして、ちょうど真ん中よりちょっと先ぐらいなのですけれども、9.7-1ページをご覧ください。動物の現況調査でございます。

(1) 調査項目につきましては、動物相の状況、重要な種、注目すべき生息地の分布、生息環境の状況でございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.7-6ページをご覧ください。（5）調査結果でございます。

まず、哺乳類です。哺乳類につきましては、現地調査の結果、19種の哺乳類が確認されたということでございます。

そのうち重要な種につきましては、お隣の9.7-7ページにありますけれども、ニホンザル、ムササビ、カヤネズミということで、いずれも都のレッドデータブックの記載の哺乳類でございます。

おめくりいただきまして、9.7-8ページに確認位置がございます。

それから、9.7-9ページです。鳥類の確認種ですけれども、こちらは101種の鳥類が確認されたということで、表にその目録がございます。

おめくりいただきまして、9.7-13ページが重要な鳥類の状況でございます。かなりたくさんあるので、特に重要な、都のレッドリストのランクが高いものですか、国内希少野生動植物種というものが幾つか見られますので、例えば4番のミゾゴイです。こちらは国のレッドリストでVUです。絶滅危惧Ⅱ類となっております。

それから、21番のオオタカは希少と書いてありますけれども、種の保存法に定める国内希少野生動植物種ということでございます。

その下のサシバです。これも国のVUです。

32番のハヤブサ。これも「希少」と書いてあるのと、あとはVUです。

その下のサンショウクイ。こちらも国のVUとなっております。

その他は、あとは国のレッドリストに載っているものと、都のレッドリストに載っているものが多くございます。

確認状況につきましては、9.7-15ページ以降、記載がございまして、9.7-16ページは猛禽類を中心に、オオタカですとかハヤブサの記載がございます。

次の9.7-17ページに行くと、ツミですとか、そういった鳥がかなり多くいるのが分かるかなと思います。

9.7-18ページです。こちらはオオタカ等猛禽類の確認種ということで、猛禽類だけ別で取りまとめをしております。先ほどと重複しますけれども、6番のオオタカ、7番のサシバ、11番のハヤブサが特に絶滅危惧のランクが高いようなものになってございます。

（イ）で、猛禽類の確認状況ですけれども、行動圏調査の確認状況ということで、平成26年、平成27年に調査しておりますが、営巣・繁殖が確認されたのは、オオタカ、ノスリ、ツ

ミの3種ということでございます。

こちらは、おめくりいただいて、9.7-21ページをご覧くださいますと、準備書を縦にして見ていただきますと、オオタカの繁殖位置は計画地の西と東に、赤いところですが、それから、ツミは北と南側に1ヶ所ずつ。それから、ノスリが北側に1ヶ所という状況になってございます。

特にオオタカで、おめくりいただきますと、9.7-22ページで、まず、こちらは平成26年の営巣中心域ですけれども、計画地よりかなり東側に離れているという状況が分かるかなと思います。

それから、その隣の9.7-23ページが平成27年の中心域ですけれども、東側と西側にやや離れた位置にあるというのが分かるかなと思います。

ほかに、続きまして、9.7-26ページをご覧ください。爬虫類・両生類の確認種につきましては、爬虫類が12種、両生類が11種でございます。

重要な種につきましては、9.7-28ページに記載がございます。特に国のレッドリストのVUとなっている爬虫類の1番、トウキョウサンショウウオがございまして、隣の9.7-29ページではトウキョウサンショウウオの確認状況を別途特出しで記載しているところでございます。中段の表ですけれども、平成26年というところで北側に114.5対、南側に89.5対ということで、改変するのは主に南ですが、半々ぐらいということですか。平成27年は特に90.5対と97.5対ということで、北にも南にも生息しているような状況ということでございます。

おめくりいただいて、9.7-30ページがトウキョウサンショウウオの確認位置。

9.7-31ページが、やや広目に調査地域をとった場合の確認位置でございます。

続きまして、9.7-34ページ、昆虫類・クモ類の、まず昆虫類です。確認種は1,878種の昆虫類。

そのうち重要な種が、お隣の9.7-35ページになっておりまして、特に国のレッドリストのVU、絶滅危惧Ⅱ類となっているのが50番のハチ目アリ科のトゲアリというところでございます。

それから、おめくりいただきまして、9.7-36ページがヘイケボタル、ゲンジボタルの確認状況ということで、ヘイケボタルにつきましては北側より改変する南側に多い。ゲンジボタルにつきましては北側325、南側205という状況でございます。

お隣の9.7-37ページにヘイケボタルの確認位置です。

おめくりいただいて、9.7-38ページから9.7-40ページとホタルがございまして、9.7-41ペ

ージに先ほど申し上げたトゲアリが赤色で記載してございます。トゲアリにつきましては、計画地に1カ所、何カ所かかぶりますけれども、計画地外もかなり多くいる状況となっております。

それから、9.7-45ページ、クモ類です。クモ類については170種のクモ類が確認されてございます。

おめくりいただいて、9.7-48ページが重要なクモ類ということで、国のレッドリストのNTです。準絶滅危惧種としてキノボリトタテグモが記載されてございます。

おめくりいただきまして、9.7-50ページ、魚類です。魚類は7種確認されたということで、一番下の表が重要な魚類ですけれども、特に1番のスナヤツメが国のVU、4番のホトケドジョウが国のENということで、ENは絶滅危惧 I B類ということでございます。

その中で、9.7-51ページ、ホトケドジョウの確認状況ということで、これも表にありますけれども、北側エリアで129個体、南側エリアで125個体ということで、半々ぐらいです。どちらにも生息しているという状況でございます。

おめくりいただきまして、9.7-52ページ、9.7-53ページがホトケドジョウの確認位置でございます。

それから、9.7-55ページ、底生動物です。こちらが280種の底生動物が確認されたということでございます。

9.7-59ページの重要な底生動物につきましては、特に2番です。ミズコハクガイが国のVUということになってございます。

確認状況としましては、9.7-60ページです。計画地の南東側に、ちょっと分かりづらいですけれども、南東側の「紙谷入」と書いてあるところの南あたりに確認をされてございます。

それから、9.7-61ページ以降が専門家のヒアリング結果ということで、それぞれなかなかかなり専門的な内容になりますので、専門家の意見を聞いて、今後出てくる、移動させるとか、植物の移植とか、そういったことにこういったヒアリング結果も反映させていくということでございます。

9.7-65ページが予測・評価でございます。

① 予測項目は、工事の実施、土地または工作物の存在及び供用に伴う動物への影響でございます。

③ 予測対象時期としましては、工事の実施につきましては、造成工事が最大となった時期とし、土地または工作物の存在及び供用時については、供用後の環境が安定することが想

定される時期でございます。

⑤ 予測対象種としましては、現地調査によって確認された重要種でございまして、哺乳類3種、鳥類54種、爬虫類11種、両生類9種、昆虫類51種と書いてありますけれども、おそらく52種の間違いだと思しますので、ちょっと訂正したいと思います。クモ類6種、魚類5種、底生動物8種でございます。

9.7-69ページ以降をご覧ください。こちらは計画と確認位置の重ね合わせになりますけれども、こちらが哺乳類で、おめくりいただきまして、9.7-70ページが鳥類です。それから、鳥類が続きますので、9.7-74ページ、9.7-75ページが先ほどのオオタカの関係になります。

それから、9.7-78ページがトウキョウサンショウウオです。9.7-79ページも同様です。

以下、工事計画と重ね合わせをしてございますので、どういうところが影響があつて、どういうところが影響がないのかというのが分かるようになってございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.7-95ページをご覧ください。⑧ 予測結果でございます。

かなり多くございますので、特に○と書いてあるところは影響が小さいと予測されているところで、△は影響がある、×は影響が大きいとされておりますけれども、国のレッドリストのVI等、ランクが高いもので影響が大きい、あるとされるものを中心に御説明させていただきます。

9.7-95ページの鳥類の4番、ミゾゴイで、ミゾゴイについては×が3つ並んでいるという状況でございます。

おめくりいただきまして、9.7-96ページ、上から3つ目。両生類のところの1番、トウキョウサンショウウオ。こちらは造成工事の影響が△、あるということでございます。

それから、9.7-97ページです。一番下の底生動物の2番、ミズコハクガイ。こちらは造成工事と敷地の存在が影響が大きい、×となっております。

まず、9.7-104ページをご覧ください。ミゾゴイですけれども、低山の樹林に生息し、樹上で営巣する鳥ということで、上から2行目ですか。計画地内で5例が確認され、このうち3例が改変区域内、2例が改変区域外での確認であった。また、計画地外で夏季に1例が確認されたという状況でございます。

それから、下から3行目です。工事の実施で、造成工事の影響予測ですけれども、本種は計画地南側の湿地と樹林域を主要な生息環境として利用しており、これらの生息環境は造成工事により大部分が消失するため、影響は大きいと予測してございます。

続きまして、建設機械の稼働につきましても、影響は大きい。

それから、一番下の敷地の存在につきましても、計画地北側を中心に約100haのまとまった樹林域が残され、造成後の法面等は樹木植栽による緑化が行われて樹林面積が回復するものの、残留する谷戸の湿地は現況の湿地面積の20%程度であることから、影響は大きいと予測してございます。

続きまして、9.7-161ページをご覧ください。こちらはトウキョウサンショウウオですけれども、上から2行目の確認状況のところですが、上から4行目です。卵囊の確認数については、平成26年が改変区域及びその周辺で63%、改変区域外で37%、平成27年も改変区域内で70%という状況でございます。

下から3つ目の、影響予測の造成工事のところですが、計画地の改変区域外や計画地外の産卵環境や成体の生息環境である樹林域は残されるものの、卵囊の確認数にして全体の60%~70%に当たる産卵地が造成工事により消失することから、影響があると予測してございます。

9.7-234ページ、ミズコハクガイでございます。上から2行目の確認状況ですけれども、改変区域内の1ヶ所で12個体が確認されたということでございます。

それから、影響予測の下から3つ目で、造成工事ですけれども、本種が確認された計画地内南側の生息地は造成工事により消失するため、生息環境への影響は大きいと予測してございます。

一番下の敷地の存在ですけれども、本種の確認場所は調整池として整備されるため、本種の生息環境が消失することから、影響は大きいと予測してございます。

それでは、9.7-241ページをご覧ください。環境保全措置でございます。

① 保全対象種の選定としまして、今、申し上げたような×とか△がついている保全対象種を特に選定して、これらの保全措置を検討しているというところでございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.7-242ページが環境保全措置でございます。

例えば上から2つ目です。コンディショニングの実施ということで、動物に対する影響なので、段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせるですとか、あとは最も重要な保全措置がその下です。保全対象種の生息環境（特に湿地環境）の創出ということで、こちらは一番右の箱を見ていただきますと、保全対象種の生息環境（特に湿地環境）を創出する。それから、上から4行目以降なので、保全対象種の生息環境の創出に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地

等での創出を行うとしてございます。

その下の、これもとても重要な保全措置ということでは、保全対象種の個体の移動。右側の箱の中を見ていただきますと、移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させる。それから、下から3行目です。個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、捕獲の方法や時期等を計画、実施するとしてございます。

お隣の9.7-243ページの一番上です。避難経路の確保ということで、こちらにもまた動物ですので、改変は一方向から徐々に実施し、動物の避難経路を確保するといった記載がございます。

それから、もう2つ下です。こちらにも重要ですがけれども、周辺の緑との連続性に配慮した計画地北側、主尾根上部の保全ということで、右側の箱を見ていただきますと、周辺の緑との連続性の確保、動物の生息場所としての機能の存続に配慮して、計画地北側、主尾根の上部を保全して、さらに保全するだけでなく、生息環境の質を高めるための適切な維持管理等を行うという記載がございます。

その下の、周辺の緑との連続性に配慮した改変部分の緑地の創出ということで、改変面積も大きいですがけれども、改変して、それで終わりではなくて、法面にはしっかり緑地を創出する。緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽するという記載がございます。

それから、下から2つ目の、調整池等のビオトープ化というところで、調整池等をビオトープ化し、水辺（止水域）を利用する動物が生息可能な環境を創出するといった記載もございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.7-247ページでございます。（3）評価でございます。

① 評価の手法につきましては、まずアです。本事業の実施による影響が、事業者による実行可能な範囲で回避または低減されているか。それから、イとしまして、東京都及び八王子市が策定している目標等との間に整合が図られているかでございます。

② 評価結果で、アにつきましてはですがけれども、動物の重要種の生息環境の改変の程度については工事中の保全対象種の調査、ネットフェンス（侵入防止柵）の設置、照明の漏れ出しの抑制、作業時間の順守、逃避経路の確保と工事の分散化等々によって回避、低減を図るほか、保全対象種の生息環境（特に湿地環境）の創出、保全対象種の個体の移動、移動経路の確保等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、実行可能な範囲内で、環境影響の低減が図られているものと評価してございます。

イにつきましては、おめくりいただきまして、9.7-248ページです。こちらにそれぞれ、目標、斜面地及び尾根部分の保全に最大限配慮することですとか、改変する部分については、自然環境が早期に回復できるような措置を講ずることといったような記載がございますけれども、その隣の対応状況のところ、それらについてしっかりやっていくということが記載されてございます。

それから(4)事後調査ですけれども、本案件は法アセスになりますので、基本的には条例に基づく事後調査はしっかり全部やっていただきますが、一応、動物、植物、生態系につきましては不確実性も大きいということで、法アセスとしてもしっかり事後調査をしますということが記載されてございます。

それでは、本日の資料の13ページをご覧ください。資料2-3、動物の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見も別紙1のとおり。

池邊委員と項目検討をしまして、意見あり、別紙2のとおりでございます。

まず、別紙1ですけれども、14ページです。都民の主な意見でございます。

1つ目です。天合峰の南側に広範囲に生息する、ホトケドジョウ、アブラハヤ、ゲンジボタルなどの貴重な水生生物を移植できるわけがない。南側には3本の大きな沢が流れ出している。ここにはトウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、ホトケドジョウ、アブラハヤ、ゲンジボタルなどの水生生物が多く生息している。トウキョウサンショウウオは沢の本流を嫌い、流れのない止水環境を好みます。移植予定地の北側は、基本的に流水環境である。トウキョウサンショウウオが好む湧水環境がないので、移植しても定着できる可能性は少ないと思われる。

これに対して、事業者としましては、こういった御意見もありますので、専門家の助言を得て湿地を創出するといったところでございます。

その次です。トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなどの動物、ナガハシスミレ、クロムヨウラン、オオアリドオシ、シロバナエンレイソウ、コシダ、ユキザサの群落など高尾山でも見られない植物が多いことから、物流の拠点としてではなく、生物多様性を保全する拠点として整備してほしい。

それから、下から2つ目で、物流が計画されている天合峰南側の3つの沢や休耕田では、夏になるとゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルの3種の光の乱舞が見られます。こんなところは、東京都内で少なくなっています。物流で生息場所をなくさないでくださいということで、この3種類のうちゲンジボタルとヒメボタルにつきましては重要種の選定基準にはない

ということで、ヘイケボタルは都のNTということで北側に移動させるということが事業者から示されているところでございます。

それから、15ページで、関係市長の意見です。

八王子市長の意見でございます。当該地の多様な生態系の保持及び希少生物等の保護に最大限の配慮を行い、自然環境保全ゾーンの利活用にあたっては、原地形を生かし極力改変を行わないものとする事。

また、事後調査にあたっては、目視確認のみではなく、対象とする種の特性に応じた適切な手法を選択し、継続的なモニタリングを実施することといった意見でございます。

こちらは事業者と同じ八王子市長からの意見なので、しっかり対応していくということでございます。

それでは、16ページです。こういった意見を踏まえまして、意見案でございます。

1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。

また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

ということで、特に今回の事案では南側をかなり改変するのとあわせて、湿性草地がかなりなくなってしまうということで、湿性草地に限った話ではないのですけれども、しっかり生息・生育環境の創出を図って、個体の移動を行うに際して、しっかり専門家の意見を聞いて、それぞれ種によってやり方ですとか時期とかが変わるとお思いますので、しっかりやってほしいということ、不確実性が極めて高いとお思いますので、しっかり事後調査をして、影響が大きいようでしたらさらなる保全措置をとってくださいという意見でございます。

それから、2番目です。

2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置するとしているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。

ということで、こちらについては都民の意見を聴く会で、この土砂防災工の砂防堰堤に関する懸念が多く寄せられましたので、それを踏まえて、池邊委員と検討しまして、しっかり、どうやって、特に流水環境をどう保つのかというところが中心とお思いますけれども、保全措置を検討して、評価書に記載するようにということでございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、池邊委員は本日欠席されておりますが、事務局の説明のとおりと伺っております。その後、池邊委員からコメントなどは届いていますでしょうか。

ないということですね。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○平手部会長 それでは、御質問がありましたらお願いいたします。

会長、お願いします。

○片谷会長 今、最後に宇山課長の説明に出てきた、この意見の2番目の砂防堰堤の話ですけども、都民の意見を聴く会で出た意見というのは資料2-7のどれですか。

○宇山アセスメント担当課長 本日の資料の28ページの下から3つ目です。4の(3)です。

○片谷会長 要は、堰堤をつくることによる生物への影響の記載がないという御意見だったわけですね。分かりました。

ただ、これは具体的に環境保全措置を検討することという記載にはなっていますが、今、全く予測は何もしていないのでしたか。私、全部読めていないのですけれども。

○宇山アセスメント担当課長 予測上は、個別に出てくるのですけれども、流水環境は維持されるので大丈夫ですという書き方になっているのですが、どうやって流水環境を維持するのかというのは書いていないので、それが保全措置をしっかりと書いて、どうやって環境を維持するのかという。

○片谷会長 他には堰堤をつくって、流水環境ですね。水の流れですね。それが維持されるというのはちょっと考えにくいので、挙動みたいなものがあるわけではないですね。

○宇山アセスメント担当課長 ものによっては、水を通す穴をあけたりとかをするらしいので、ですから、そこら辺は図書には流水環境は維持されますとは書いていますので、どうやって維持するのかというのをしっかりと書かないと。

○片谷会長 穴をあけたとしても維持はなかなかされないと思いますので、維持されてしまうのだったら堰堤をつくる意味は余りないですね。ですから、土木的な発想から考えると、その説明は余り理屈が通っていないような気がするので、これは評価書までにしっかりと保全措置というよりも、まず堰堤の影響がどの程度あるのかということ、堰堤ですから、幾らでもといいのは言い過ぎかな。参考になる事例はたくさんあると思いますので、そういう類似事例のデータを持ってきて、きちんと示してもらうのが必要かなという気がします。

ですから、この意見の2番の具体的な対処としては、参考となる事例も参照してという趣旨

であるということは補足で伝えていただくといいかと思います。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 9.7-242ページと9.7-243ページで、242ページの2番目の保全対象種の生育環境（特に湿地環境）の創出のところに、適否の理由で専門家の助言を得てというものを、読みかえればいいのかもかもしれませんけれども、次のページの下から2番目、調整池等のビオトープ化につきましても、市民の方の御心配もありまして、単に調整池をビオトープ化するといっても、これらの生物に適したような形で、専門家の助言を得た形であることが望ましいのではないかと考えます。

○平手部会長 事務局から補足があれば、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 移動に当たっては専門家の助言を得ると言っていますので、それは間違いないと思いますけれども、ここにもしつかりそういうことを書くように伝えたいと思います。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。

杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 単純な質問なのですが、意見のほうでは、湿性草地なのですが、創出を図るところが計画地北側の残留緑地や計画地周辺と書いてあって、計画地内にはないような感じに読んでいたのですが、今、このビオトープや何かは計画地の中にありますね。そうすると、そこにも保全措置といいますか、対策場所を造るということでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 この図書の全般にわたって、計画地北側というのは、計画地南側は物流施設になって、計画地北側は残留緑地として保全するということになっていて、これは計画地内の話です。

○平手部会長 よろしいですか。

○杉田委員 そうなりますと、計画地北側と周辺というふうに意見には書いてあるのですが、そうすると計画地南側にもあるということでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 この趣旨としましては、計画地南側はかなり大部分が物流施設になってしまうので、もちろん、周辺の緩衝地帯とかもあるので、ビオトープも南側ですけれども、基本的には南側は改変してしまいます。北側は残留緑地として残します。それで、事業者とやりとりしていた中で、北側だけですとかなり限定されてくるので、そうではなくて、計画地外の周辺の保全緑地等も含めて移植とか移動等も考えてくださいということを伝

えておりました、それを踏まえて準備書の中でこのような記載をしていただいているので、計画地北側の残留緑地と計画地外の周辺の保全緑地等という意味でございます。

○杉田委員 済みません。実は湧水のことがありまして、水自体の流れは多分、北側と南側と工事をしようがしまいが分配は変わらない。そうすると、今、南側にある湧水が全部潰されてしまう。でも、水は余るはずなのです。そういったものを活用して保全をするような湿性草地を創出するとよいのではないかと思います、南側でも対策をとったらできるのではないかと思いますので申し上げたまでです。

○平手部会長 では、事務局、そのようにお願いいたします。

ほかに何か。よろしいですか。

それでは、動物につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

次に、植物について、事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、9.8-1ページをご覧ください。植物の現況調査でございます。

(1) 調査項目は、植物相の状況、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生息環境の状況でございます。

おめくりいただきまして、9.8-4ページが(5) 調査結果でございます。

まず、植物相の高等植物の確認種ですけれども、表に記載がありますとおり、873種の高等植物が確認されたということでございます。

それから、下段の重要な種の確認状況ですけれども、これもたくさん確認されておりますが、特に重要なと申しますか、国のVUというようなランクの高いところで申しますと、44番のヤブムグラ。こちらは国のVUです。

それから、69番のキンラン。これも国のVUです。

71番のマヤラン。これも国のVUでございます。

それも含めまして、77種が確認されてございます。

おめくりいただきまして、9.8-6ページがキンラン、マヤラン、ヤブムグラの確認状況ということでございます。

9.8-7ページが、やや広目にとった調査地域でございます。

続きまして、9.8-11ページ、付着藻類の確認種で、101種の付着藻類が確認されたということでございます。

おめくりいただきまして、9.8-13ページが重要な種ということで2種類、特に1番のニホン

カワモズクは国のVUとなってございます。

おめぐりいただきまして、9.8-14ページが確認状況ということで、北側に2ヶ所、南側に1ヶ所でございます。

それから、9.8-15ページ、② 植生（群落）ですけれどもア. 植物群落です。現地調査の結果、木本群落が6単位、草本群落が14単位、合計20単位の植生単位が確認されたと記載してございます。

それから、一番下のなお書きのところです。重要な植物群落は確認されなかったということでございます。

植物群落については、中段の表に記載のとおりでございます。

続きまして、9.8-19ページに植物群落の写真が載っております。上からアカマツ群落、コナラ群落等、それぞれ写真が載っており、次の9.8-20ページで、こちらは草本群落が中心になりますけれども、こういった状況になってございます。

それから、9.8-22ページが植生図でございます。現地調査で確認された20単位の植物群落に、果樹園、水田とか、裸地、構築物とかを含めました30種類を用いて植生図をつくったのが隣の9.8-23ページでございます。山林なので、ほとんどはコナラ群落です。一部、スギ・ヒノキ・サワラ植林もございます。

おめぐりいただきまして、9.8-25ページが専門家にヒアリングした結果でございます。

それから、9.8-26ページです。予測評価でございます。

① 予測項目は、工事の実施、土地または工作物の存在及び供用に伴う植物への影響でございます。

⑤ 予測対象種につきましては、現地調査によって確認された重要な種である高等植物77種、付着藻類2種でございます。

それから、9.8-29ページです。こちらが工事計画と重ね合わせた図になりますけれども、先ほどお話ししたキンランは北側に多くありまして、ちょうど南側に1ヶ所だけ切土区域と重なる部分がございます。マヤランはちょうど離れておりまして、ヤブムグラも北側でございます。

おめぐりいただきまして、9.8-30ページがやや広くとった調査範囲図との重ね合わせでございます。

それから、9.8-34ページがニホンカワモズクですけれども、こちらは北側に2ヶ所、南側に1ヶ所ということで、改変範囲以外に1ヶ所ございます。

⑧ 予測結果ですけれども、これは動物と同じで、○、△、×で予測してございますが、特に重要な種において×、△がついているものとしましては、44番のヤブムグラ、それから、9.8-36ページの一番下ですが、付着藻類のニホンカワモズク。こちらも造成工事で△となっております。

それでは、9.8-61ページをご覧ください。下の表で、ヤブムグラでございます。上から2行目、計画地内北側の2カ所で約40株が確認され、このうち改変区域内に1カ所で約20株、改変区域外で約20株ということで、半分は改変区域内にあるということでございます。

影響予測の真ん中のところ、造成工事ですけれども、造成範囲外1カ所の生育地が保全されるものの、土砂防災工により1カ所の生育地が改変され、確認個体数の50%が消失することから、工事による影響があると予測をしております。

続きまして、9.8-78ページの下表です。ニホンカワモズクでございます。上から2行目の確認状況ですけれども、計画地内南側（改変区域内）の1カ所で確認されたほか、計画地外北側の2カ所で確認されたとしてございます。

それから、影響予測、下から2行目です。造成工事ですけれども、計画地外の2カ所の生育地が残るものの、造成工事により1ヶ所の生育地が改変されることから、造成工事による影響があると予測をしております。

それでは、おめくりいただきまして、9.8-80ページが環境保全措置の検討でございます。

こちらも動物と同様① 保全対象種の選定につきましては、△や×がついた項目を中心に選定をしております。

それから、保全措置につきましても、基本的には動物と同様の、9.8-80ページでいいますと、一番下の保全対象種の生息環境の創出ですとか、9.8-81ページの一番上です。保全対象種の移植・播種などといった記載がございます。

9.8-86ページをご覧ください。（3）評価でございます。

「① 評価の手法」で、アにつきましては、事業者による実行可能な範囲で影響が回避または低減されているか。それから、イにつきましては、東京都及び八王子市の目標と整合しているかどうかでございます。

② 評価結果のアですけれども、植物の重要種の生息環境の改変の程度については、工事中の保全対象種の調査、工事従事者への講習・指導、外来種の拡大抑制等によって回避、低減を図るほか保全対象種の生息環境（特に湿地環境）の創出、保全対象種の移植・播種等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者により実行可能な範囲内で、

環境影響の低減が図られているものと評価してございます。

国または地方公共団体による目標との整合に係る評価については、9.8-87ページに記載のとおりでございます。

9.8-88ページの(4)事後調査につきましても、動物と同様に、法アセスのもと、事後調査をやるということでございます。

それでは、本日の資料の17ページをご覧ください。資料2-4、植物の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙1のとおり、関係市長の意見も別紙1のとおり。

項目検討は池邊委員と行いまして、意見あり、別紙2のとおりでございます。

まず、18ページです。都民の主な意見です。

1つ目です。クロムヨウランは図鑑によると7月頃が開花期とされているが、天合峰のクロムヨウランの開花は8月末から9月初めである。これほど開花が違うのは、同種であっても、系統が異なることを示している。安易に扱ってはならない。遺伝子も調べる必要がある。特に移植が困難なラン科についてはどのように取り扱うのか記載がない。クロムヨウランは70%残すと記されているが30%が失われることになり「影響は少ない」とは言えない。

こういう意見に対しまして、見解書のほうで、こちらはクロムヨウラン等のラン科についても、専門家の意見を踏まえて移植すると追加されております。それから、なかなか移植が難しいということで、周辺の土や葉っぱ、枝も一緒に移植するといった方針が示されているところでございます。

2つ目です。ナガハシスミレの保全について「計画地南側（改変区域内）の3カ所で計13株が確認された」「確認された生育地は造成範囲内のみであり、造成工事により消失することから影響は大きいと予測する」としてあります。保全するために、物流計画を中止すべきです。

事業者としては、ナガハシスミレについては移植するという方針を示してございます。

それから、カタクリは種子が発芽してから開花まで7年ほどかかる。1年目は1本の針のようにしかならず、造成地内では45株が確認とあるが、開花株になるまでの途中の株が多数存在する。45株だけの移植で済ませてはならない。

こちらにつきましても、見解書におきまして、小さな個体も含めて確認し、全て移植するという記載が追加されてございます。

それから、19ページの八王子市長の意見につきましても、動物と全く同様でございます。

これらを踏まえまして、20ページ、植物の意見でございます。

1番と2番につきましても、先ほどの動物と共通ということで、全く同じ意見でございます。

3番が植物だけの意見でございます。

3 周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地を創出し、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽するとしているが、計画地内に自生している樹木を造成前に仮移植し、造成後に植栽緑地や法面等に植栽するなどの環境保全措置も検討すること。

ということで、改変して、全て木材はリサイクルをして、新しい樹木を持ってくるということだけではなくて、既に自生している樹木はさらに根づきやすいと思いますので、仮移植をして元に戻す。元の場所には戻らないのしょうけれども、同様の場所に戻すということも検討していただきたいということで意見をつけてございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 池邊委員は欠席されておりますが、その後、池邊委員からコメントなどは届いていますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 ございません。

○平手部会長 分かりました。

それでは、御質問等がございましたらお願いいたします。

会長、お願いします。

○片谷会長 移植の話がたくさん出てきて、専門家の助言を得ながらというのは当然なのですけれども、この事業者さんといいますか、受けているコンサルタント会社さんでそういう移植事業なんかの経験はかなりお持ちのところですか。

○宇山アセスメント担当課長 ちょっとそこまで確認してございません。

○片谷会長 やはりかなり専門的な技術ですので、専門家の助言が得られるとしても、実際にやる人が素人ですと、移植は大体うまくいかない。割とそのように予想されますので、そのあたり、確認していただいて、実際に施行するのはそういう経験の十分あるコンサルタントさんに委託をするように指導していただいたほうがよろしいかと思えます。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、植物につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということといたします。

次に、生態系について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、9.9-1ページ、生態系の現況調査でございます。

(1) 調査項目は、動植物その他の自然環境に係る概況、複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況でございます。

おめくりいただきまして、9.9-2ページが（5）調査結果でございます。

動物、植物につきましては、これまで動物、植物で挙げられたものと同様でございます。

9.9-3ページです。エで、こういった動植物等の調査結果を踏まえまして、地域を特徴づける生態系というものを、環境類型区分を行っておりまして、3つございます。

下段の表に記載のとおり、1つ目は山地（山麓地）の樹林域、2つ目は丘陵地～低地の（里山）樹林域、3つ目は湿性草地と水系（沢）でございます。

まず1つ目は、一番右側にありますけれども、計画地外の北西側から計画地内の南側に連なって分布している。2つ目の丘陵地～低地の樹林域については、計画地の北側から北側を流れる川口川沿いに分布している。それから、湿性草地と水系につきましては、南側の谷を中心に、北側や計画地外にも分布するとしてございます。

それから、おめくりいただきまして、9.9-4ページです。複数の注目種等の選定とその生態ということで、注目種等の選定につきましては、上段の表に記載のとおり、上位性、典型性、特殊性から選んでございます。

選定した結果につきましては、下段の表以降、山地（山麓地）の樹林域につきましては、上位性につきましては哺乳類のテン。典型性につきましてはアカネズミ、ヤマドリ、コナラ群落。以下、キツネ、オオタカですとか、ミゾゴイ、カヤネズミ等が注目種等として選定されてございます。

9.9-8ページが食物連鎖等の関係をベースにした断面模式図等でございますけれども、そちらの図に記載のありますとおり、最上位にはテンですとか、ノスリ、フクロウといったものがいて、さらにジムグリ、アカネズミ、ハルゼミといった爬虫類、昆虫類、哺乳類、小型の哺乳類等がいるという状況でございます。

9.9-9ページは食物連鎖の模式図でございます。

9.9-10ページが丘陵地～低地（里山）の樹林域ということで、こちらは上位としましてオオタカやキツネが記載されてございます。

9.9-11ページは食物連鎖の模式図でございます。

9.9-12ページが湿性草地と水系（沢）の断面模式図ということで、こちらはミゾゴイが生態系の頂点におりまして、その下にカヤネズミとかゲンジボタル、ホトケドジョウ等が記載されてございます。

9.9-13ページが食物連鎖の模式図でございます。

9.9-14ページ、予測評価です。

① 予測項目は、工事の実施、土地または工作物の存在及び供用に伴う生態系への影響でございます。

⑤ 予測対象につきましては、予測地域に見られる注目種等及び地域を特徴づける生態系としてでございます。

9.9-15ページです。計画地における植生等の改変率ということで、先ほど来出てきておりますけれども、一番上の樹林域は改変率36.8%、湿性草地は79.5%ということで8割ぐらいがなくなるというのがこれでございます。

実際に総面積を見ていただきますと、樹林域で例えばコナラ群落が約124haに対して、湿性草地は大きいところでもミゾソバは約2haと小さいのですけれども、ボリュームは小さいのですが、その中でなくなる場所が多いということで、改変率が高くなってございます。

乾性草地は改変率が56.3%。合計で38.1%が改変されるということでございます。ただ、改変されますけれども、この改変されたうち、法面ですとか、業務用地の中でも緑化する部分は増えてきますので、最大でここを改変して、さらに戻していくという計画でございます。

それでは、9.9-17ページ以降が⑧ 予測結果でございます。

まず、9.9-20ページをご覧ください。こちらは山地（山麓地）の樹林域の生態系への影響でございます。表に記載のとおり、上から2つ目で、該当する生息・生育環境としましては、落葉広葉樹林（コナラ群落）やスギ・ヒノキ・サワラ植林。抽出した注目種等としましては、テン、アカネズミ、ヤマドリ、コナラ群落でございます。

それから、一番下のボックスの1つ目の◆ですけれども、工事の実施による影響というところでは、工事の実施に伴い、主に計画地南側のコナラ群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林といった樹林域が造成されるが、山地の樹林域の生態系の主要な生息・生育基盤となる主尾根は保全され、斜面上部の環境は大部分が残留することから、影響は小さいとしてございます。

次の◆です。土地又は工作物の存在及び供用による影響でございますけれども、主に計画地南側の樹林域が消失し、生息環境の変化及び移動経路の分断が一部に生じる。しかし、山地の樹林域の生態系の主要な生息・生育基盤となる主尾根は保全され、計画地の西側に連担する山地の樹林域との連続性が確保されること、そして、造成後の法面等は樹木植栽による緑化が行われて樹林面積が回復することから、影響は小さいと予測してございます。

続きまして、9.9-25ページ、丘陵地～低地（里山）の樹林域の生態系への影響でございます。該当する生息・生育環境は、コナラ群落、果樹園、スギ・ヒノキ・サワラ植林でございます。抽出した注目種等はキツネ、オオタカ、アカネズミ、ウグイス、コナラ群落でございます。

ます。

事業の実施による影響としまして、1つ目の◆で、工事の実施による影響ですけれども、主に計画地南側のコナラ群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林といった樹林域が造成されるが、丘陵地～低地の樹林域の生態系の主要な生息・生育基盤となる斜面中部～下部の樹林域は計画地北側の大部分が残留することから、影響は小さいと予測してございます。

続いて、土地又は工作物の存在及び供用による影響ですけれども、主に計画地南側の樹林域が消失し、生息環境の変化及び移動経路の分断が一部に生じるものの、計画地北側の樹林域は大部分が残留し、また、造成後の法面等は樹木植栽による緑化が行われ、樹林面積や樹林の連続性が回復することから、丘陵地～低地の樹林域の生態系への影響は小さいと予測してございます。

9.9-26ページをご覧ください。こちらは湿性草地と水系の生態系ですけれども、こちらは先ほども動物のところで出てきましたが、ミゾゴイの影響予測のところ、上から2つ目です。造成工事で、計画地南側の湿地と樹林域を主要な生息環境として利用しており、これらの生息環境は造成工事により大部分が消失するため、影響は大きいと予測してございます。

その下の建設機械の稼働、敷地の存在についても同様でございます。

カヤネズミにつきましても、下から2行目の建設機械の稼働を見ていただきますと、本種の巣が確認された湿性草地4カ所のうち3カ所は直接改変されずに残るものの、計画地内の2カ所については、造成範囲に近接しているため、建設機械の稼働の影響があると予測しております。

それから、一番下の敷地の存在ですけれども、計画地外の生息環境はそのまま残るものの、計画地内の生息環境2カ所は改変区域に近接しており、工事による生息環境の変化が生じる可能性があることから、影響があるとございます。

9.9-28ページをおめくりいただきますと、湿性草地と水系の生態系への影響でございます。こちらは該当する生息・生育環境は湿性草地のオギ群落、ミゾソバ群落、水系（沢）でございます。抽出した注目種は、ミゾゴイ、カヤネズミ、ゲンジボタルでございます。

事業の実施による影響につきましては、下の1つ目の◆、工事の実施による影響というところで、南側の4つの水系は造成されるものの、計画地北側の8つの水系（沢）は残留する。一方、計画地内の湿性草地のうち計画地南側を中心に約81%が造成されるため、工事による影響があると予測してございます。

こういったことを踏まえまして、9.9-29ページ、環境保全措置です。

① 保全対象種の選定としましては、今、申し上げたような湿性草地と水系において、ミゾゴイ、カヤネズミを選定してございます。

それから、環境保全措置ですけれども、こちらも動物、植物と同様でございますが、9.9-30ページです。これの上から4つ目です。これも同じなのですけれども、湿地環境の創出というところで、ミゾゴイ、カヤネズミ等の湿地環境に生息する種を対象として保全措置をとるということでございます。

それでは、9.9-34ページをご覧ください。(3) 評価でございます。

① 評価の手法で、アにつきましてはこれまでと同様でございます。イにつきましても同様に、東京都及び八王子市との目標等との整合が図られているかでございます。

② 評価結果で、アですけれども、地域を特徴づける生態系の改変の程度については、ネットフェンス（侵入防止柵）の設置、照明の漏れ出しの抑制、外来種の拡大抑制等によって回避、低減を図るほか、湿地環境の創出、移動経路の確保、調整池等のビオトープ化等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、実行可能な範囲内で、環境影響の低減が図られていると評価してございます。

イの目標との整合につきましては、表に記載のとおり、都と八王子市との目標との整合が図られているとの記載でございます。

おめくりいただきまして、9.9-36ページは(4) 事後調査でございまして、動植物と同様に、法アセスに基づく事後調査をやるというものでございます。

こういった点を踏まえまして、本日の資料の21ページをご覧ください。資料2-5、生態系の審議資料でございます。

都民の主な意見、関係市長の意見は別紙1のとおり。

池邊委員と項目検討をしまして、意見あり、別紙2のとおりでございます。

まず、別紙1ですけれども、22ページで、都民の主な意見でございます。

1つ目です。天合峰の価値は、種の多様性が維持され、多様な動植物が生息していることにあります。天合峰南側の山は無残にも全滅。水環境そのものが消滅します。八王子市は北側は緑地として残すとしているが、生態系は大きく崩れ、里山「天合峰」が維持していた生態系は消えてしまいます。最近では、生物多様性や生態系の保全に力を入れる自治体が増えてきています。地域固有種を含む多様な動植物が生息する自然環境は、八王子市の貴重な財産です。ぜひ、この自然環境を保全してください。

それから、2つ下です。計画地のオオタカは、平成9年、平成16年から平成22年には繁殖し

なかったが、それ以外は平成5年から毎年繁殖している。平成23年からは、計画地に隣接する谷で繁殖が確認されるようになった。種の保存法指定種であり、アンブレラ種としてのオオタカが近隣を含め、継続して生息していることは、この地域の生物多様性の高さを象徴している。このため、オオタカの営巣木のあった谷を保全するのみでなく、生息地全域を保全し、生物多様性に配慮する必要があるといった御意見でございます。

23ページの八王子市長の意見は、動物、植物と同様でございます。

こういった意見を踏まえまして、24ページ、生態系の意見につきましては、生態系というものは動物、植物を合わせたようなものですので、基本的には動物、植物と共通の意見というところで、全く同じ意見をつけているところがございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 池邊委員は欠席されておりますが、その後、池邊委員からコメントなどは届いておりますでしょうか。

ないということですね。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○平手部会長 それでは、私のほうから1点。これは動物、植物、生態系、共通なのですが、影響予測等については詳細に検討されているという印象を持ちました。環境保全措置もかなり十分書かれているのですが、非常に多岐にわたっております。

それで、先ほど片谷会長からもちよっと御懸念がありましたけれども、それぞれの保全措置自体が、専門家の知見を参考にするといっても、作業自体が専門的になる可能性があるもので、その辺、適切な方法とか時期とか、いろいろな問題があると思いますので、書かれていることを実行することがやはり重要なので、息切れがないように、この事後調査等も含めて事務局のほうから指導あるいはチェックを十分やっていただくようお願いしたいと思います。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 生物環境系なのですが、やはりこの準備書の中でかなりページ数が多く割かれて調査されているということで、その重要度が分かると思うのですが、この事業の中で、やはり北側部分が自然環境保全ゾーンとして考えられていることから、この調査とこの事業の連続性といいますか、そういったことも考えていただけたらいいかなと思ひまして、この準備書を見ていると、北側の自然環境保全ゾーンは自然環境保全ゾーンで、このアセ

スの、おそらく回避、低減、代償の順で検討されていると思うのですが、それはそれというようにも読めますので、やはりこの事業で保全したものを自然環境保全ゾーンのほうで啓発とかで反映していくとか、あと、見守っていくとか、そういったことにも活かせるのではないかなと思いますので、そういった事業との連続性ということも検討していただけたらいいのかなと感じました。

以上です。

○平手部会長 事務局から何か。

○宇山アセスメント担当課長 事業者に伝えさせていただきます。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、生態系につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということといたします。

人と自然との触れ合いの活動の場について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、ちょっと後ろになりますけれども、景観を挟みまして、9.11-1ページでございます。人と自然との触れ合いの活動の場の調査でございます。

(1) 調査項目は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況でございます。

9.11-4ページをご覧くださいますと、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場所が記載してございます。まず北側に、やや離れますけれども、かたらいの道（秋川丘陵コース）、計画地の北側の川口川沿い、計画地内の天合峰に至る散策路、計画地東側の十二社弁天池、計画地南東側の北浅川の川沿い、それから、子どもキャンプ場、高尾の森わくわくビレッジの7カ所を選定してございます。

お隣の9.11-5ページ以降が(5) 調査結果です。

かたらいの道（秋川丘陵コース）は、調査をした2日間とも5人～6人ということで、散歩、サイクリング等の利用ということでございます。

おめぐりいただきまして、9.11-6ページ、子どもキャンプ場につきましては、八王子市の施設ということで、八王子市の市民にかなり使われているということで、そういった利用状況の人数が記載されてございます。キャンプ場と、あと、スポーツ施設もあるということでございます。

9.11-7ページが高尾の森わくわくビレッジで、都の施設、都の教育委員会が企画・設置した施設ということですがけれども、こちらはさらに宿泊施設やレストラン、あとはいろんな学習の場、ホール、いろんな部屋とか、そういったものも備えているということで、かなり多くの人に利用されているという状況が表から分かるかなと思います。

9. 11-8ページが十二社弁天池ですけれども、こちらも調査した日に13人～15人程度、散歩やウォーキングを目的ということでございます。

お隣のオ、川口川の河川沿いということで、こちらも8人～18人程度で、散歩や川遊びということでございます。

おめぐりいただきまして、9. 11-10ページの北浅川の河川沿いですけれども、こちらはやや多くて、43～75人が、近くの公園を使って、そのまま利用しているとか、散歩、ウォーキング等ということでございます。

最後、唯一、計画地内にある天合峰に至る散策路ですけれども、もともと余りしっかり散策路として整備されているわけではないので、今のところ、1人、2人、ハイキングという状況になっているようでございます。

それから、9. 11-12ページ、予測・評価でございます。

① 予測項目は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変、利用性及び快適性の変化の程度でございます。

予測地点につきましては、調査地点と同様の7地点でございます。

⑤ 予測条件となります、公園・緑地等の整備・利用計画につきましては、9. 11-14ページです。こちらは、基本的には計画地北側の濃い緑のところをいきものの森ということで、余り人が入れないようにして、通常の緑のところをふれあいの森として、散策路をつくったりする。それから、計画地の北東側にあそびの森ということで、フィールドアスレチックをつくったりとか、公園自体を管理する管理施設をつくるということでございます。南側は、基本的には業務用地となりますけれども、周辺は緩衝緑地として残存緑地を設けるといった記載になっております。

9. 11-15ページが関連車両の主要な走行ルートということで、主に計画地の南のほうを走るのので、北側のほうの人と自然との触れ合いの活動の場は余り影響がないのと、また後ほど御説明しますけれども、南側もしっかり歩道等ができていますので、安全性は確保されているという記載がございます。

おめぐりいただきまして、9. 11-16ページで⑥ 予測結果でございます。

まず、アです。改変の程度ですけれども、上の6つは改変はされません。

天合峰に至る散策路のみ改変するのですが、上から5行目の最後以降、本散策路については、ふれあいの森の中の散策路として新たに整備及び管理をしていく。さらに、天合峰に休憩所を設け、散策路の入り口には管理棟、駐車場、トイレを整備することにより、一般の人が利

用しやすい計画としている。

したがって、本事業により人と自然との触れ合いの活動の場はより利用しやすいものになると予測してございます。

お隣の9.11-17ページの利用性の変化の程度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、基本的には北側のほうはルートには入っていないのと、南側については、おめくりいただきまして、9.11-18ページです。マウンドアップとかガードレールとかが書いてありますけれども、基本的にはしっかり歩道と車道と分離がされている、信号もあるということでございます。

9.11-19ページ、快適性の変化の程度ということで、基本的に景観、そこから見えるかどうかというところをベースに評価しておりますけれども、かなり離れているところが多いので、特に変化はないというのが結論としてございます。

それから、一番下の天合峰に至る散策路につきましては、先ほど御説明したとおり、かなり利用しやすくなるので、快適性は向上するという結論となっております。

おめくりいただきまして、9.11-20ページが環境保全措置でございます。

天合峰の散策路がある計画地北側については保全をする。2個目で、改変につきましては南側に集中させることで北側の散策路は改変をしないといたしますか、改良するということです。それから、一番下の交通に伴う安全への配慮ということで、歩車分離はされておりますけれども、交通に伴う安全への配慮をしっかり促していくという記載がございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.11-22ページで(3)評価でございます。

① 評価の手法ですけれども、アにつきましてはこれまでと同様。イにつきましても同様、東京都及び八王子市との目標等との整合でございます。

② 評価結果で、まずアです。1行目で、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度については、天合峰に至る散策路がある計画地北側を、自然環境保全ゾーンとして位置づけ、生物の保全、自然との触れ合い活動に配慮した整備を行う計画である。本散策路については、ふれあいの森の中の散策路として整備及び管理をし、さらに、天合峰等に休憩所を設け、散策路の入り口には管理棟、駐車場、トイレを整備することにより、一般の人が利用しやすい計画としている。

利用性の変化の程度については、計画地北側の秋川街道を中心とする道路は、関連車両の主要な走行ルートではない。主要な走行ルートである計画地南側の道路については、現在、安全性は確保されており、関連車両の走行による影響は小さいと予測しております。さらに、

天合峰に至る散策路のある自然環境保全ゾーンの整備と同時に秋川街道から自然環境保全ゾーンに至るルートも整備され、ゾーンの入り口に駐車場、トイレも整備されるため、天合峰に至る散策路の利用度はより向上するとしてございます。

最後に、快適性の変化の程度につきましては、一部の地点で眺望景観の変化による快適性への影響が予測されましたが、主尾根を保全し、改変区域をできる限り小さくすることや、法面を必要最低限の規模とし、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、周辺や丘陵地の景観との調和を図ることにより、眺望景観の変化を極力抑えている。

よって、実行可能な範囲内で、環境影響の低減が図られているとしてございます。

イにつきましては、表に記載のとおり、計画の目標に対して対応しているという記載がございます。

以上を踏まえまして、本日の資料の25ページをご覧ください。資料2-6、人と自然との触れ合いの活動の場の審議資料でございます。

都民の主な意見は別紙のとおり、関係市長の意見はございませんでした。

池邊委員と項目検討をしました結果、意見なしとさせていただいております。

26ページをご覧ください。都民の主な意見でございます。

里山公園、里山ハイキングコースをつくり、自然保護とともに末永く市民に喜ばれる施設の計画をお願いします。一度壊した自然は戻りません。開発の失敗例は関東近県にたくさんあります。市の財政のためにも開発は止めてください。

その次です。3行目以降で、北側の開発、ふれあいの森、あそびの森などは楽しいものができるといいなと思っております。

それから、一番下の意見です。環境影響はおおむねいいと思いますが、動物、植物等の保全には十分配慮してほしい。また、調整池を利用してビオトープを考えているとのことなので、そこへ散歩しながら見られるように考えてほしいという意見でございます。

以上の意見等も勘案した結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、池邊委員は欠席されておりますが、その後、池邊委員からコメントなどは届いておりますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 ございません。

○平手部会長 それでは、御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょ

うか。

それでは、特に御意見がないようですので、人と自然との触れ合いの活動の場につきましては意見なしといたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

どうぞ。

○寺島委員 その前に一言だけ。これは法アセスということで、埋蔵文化財の項目がないのですけれども、北側のあそびの森として予定される部分に、縄文時代を中心としてかなり広い範囲で遺跡があるというふうになっておりまして、本文中で、発見された場合には法に基づいて適切に処理をしますと書いてありますので、項目にはございませんけれども、ぜひ慎重に作業をやっていただきたい。

以上です。

○平手部会長 それでは、事務局、そのようにお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 はい。承りまして、しっかり事業者に伝えてまいりたいと思います。

○平手部会長 それでは、引き続き、総括審議を行うということでよろしいでしょうか。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の27ページ、資料2-7をご覧ください。先日、3月1日に都民の意見を聴く会を開催いたしまして、4名の委員に公述人をお願いいたしましたところでございます。

公述人は17名ございまして、その主な内容ということで記載させていただいております。順に御説明させていただきます。

まず、1番は大気質、騒音、振動共通というところで(2)です。「交通の集中」というところで、これは環境基準を上回っているのですけれども事後調査はしないということになっています。発生交通量の問題が発生原因の主たるものになっているわけですから、これを抑制するあるいは物流施設ができた後、交通量や大気汚染、それに伴う振動や騒音がどうなっているかということは事後調査をして、その対策をするというのが行政の立場だと思いますが、その姿勢が全く見えません。

こちらは、図書上は、しないとなっておりますけれども、これまでも何度も申し上げますとおり、事後調査は条例に基づいてしっかりやりますので、その点をしっかり住民の方

に御説明していただきたいなと思っております。

それから、一番下です。2番の水循環です。水循環についてですが、造成後モデルの地下水位は、現況モデルよりも5～15m上昇すると予測すると書いてあります。予測で使われた降雨時の材料は、昭和53年の美山観測所最大渇水年の降雨量が使われております。逆に、雨が多く降ったときの地下水位の上昇は何メートルになるのでしょうか。雨が多く降った年の地下水の水位も予測してください、ということです。

こちら、この最大渇水年の降雨量が使われた理由について明らかにするようというところで知事意見に反映しているところがございます。

それから、おめくりいただきまして、28ページです。3番の地形及び地質の(1)でB-B'断面の最小安全率を求める赤い線の円弧の中心が、青いメッシュの枠上にあります。専門家の方が一目でこの図表はおかしいと指摘しました。これが最小安全率を示す点とはいえない。より上位に最小安全率を示す点ができる可能性があるとなぜ考えなかったのか。

こちらについても、確かに過程が不明確でありますので、しっかり検証してくださいというのは知事意見に反映してございます。

4番で動物、植物、生態系共通の(1)で準備書では、クロムヨウランの保全について、一言も述べられていません。クロムヨウランは都内で初めて天合峰で発見され、高尾山でも確認されていない非常に珍しい植物です。開発予定地の天合峰南側に多く見られ、腐生により生きていることから、移植して残すことはできません。生態系全体を残さなければなりません、ということです。

こちらは、先ほどの植物の審議のときにも同様の意見がございましたけれども、しっかり専門家の話を聞いて、周辺の土ですとか、草、枝などと一緒に移植するといった見解が示されているところがございます。

それから(3)です。天合峰の北側は緑地として残すとしていたにもかかわらず、準備書で突然公表されたのが北側15ヶ所において土砂防災工事を行い、のり枠工、砂防堰堤工を施すとしています。これにより、北側の水生生物の生息環境が大きく破壊され、生態系への影響ははかり知れません。準備書では、生態系にどのような影響を与えるのか、一切記載されておりません。

こちら、先ほどの動物、植物、生態系共通の意見として、土砂防災工についてしっかり記述するようという意見をつけているところがございます。

それから、5番の景観です。景観につきましても、完成後の写真が参考として示されており

ますけれども、それぞれがかなり遠くからの眺望であります。すぐ目の前に住む住民の前には、どのような景観が出現するのでしょうか。森林が伐採され切り土、盛り土で変化させられた山。その変貌を想像するだけに残念で、心が大変痛みますということです。

こちらにも景観の審議の中で部会長からの御指摘を踏まえまして、近くからの景観について記載が足りないということで、記載するようにということでお伝えしているところでございます。

6番のその他です。わざわざ山を崩して自然を壊してまで物流センターをつくることは住民のためにはならないことははっきりしています。大切な税金は八王子市民が心豊かになる優しい環境を整備するために使うべきではないでしょうか。

こういった都民意見も踏まえまして、本日審議していただきました案が29ページの資料2-8でございます。

読み上げさせていただきます。

#### 「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価準備書について（案）

##### 第1 審議経過

本審議会では、平成28年9月29日に諮問第461号により「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

##### 第2 審議結果

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

##### 【総括的事項】

本事業は、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、圏央道の整備効果を活かした立地に、流通・産業拠点の基盤を整備するものである。

本計画地は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」及び「都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）」に流通業務施設の選定候補地及び産業拠点に位置付けられており、八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部から成る約172haの区域で、現在の主な用途は山林である。

本計画地及びその周辺は、天合峰に続く主尾根を含めた広大な丘陵地となっており、東京都が定める「みどりのフィンガープラン」の対象地域に指定されている。過去の現地調

査においては、本計画地や近傍でオオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、重要な種の生息環境が保全された都内では貴重な自然緑地となっている。

また、本計画地周辺の南側谷部や東側平坦部には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、本事業は、工事施行中はもとより、工事完了後においても、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施に伴う大規模な土地の造成、道路の築造、法面の設置等により、大気質、騒音、振動、水質、水循環、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等など周辺環境への影響が懸念されることから、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を講じることが重要である。

これらのことを踏まえ、評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するとともに、事業の内容や環境への影響について、より分かりやすく説明し、住民の不安解消に最大限努めるべきである。

#### 【個別事項】

(大気質、騒音、振動共通)

大気質、騒音及び振動の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成28年12月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。

(大気質)

交通の集中に伴う大気質の評価において、予測結果は環境基準との整合が図られているとしているが、関連車両による寄与率が約4割と高いことから、排出ガス規制適合型車両の使用や車両の効率的な運行管理などの環境保全措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

(騒音)

交通の集中に伴う騒音の評価において、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

(水循環)

- 1 山入川流域の計画地内では、造成後モデルの地下水位が現況モデルよりも5～15m程度上昇すると予測しているが、計画地周辺には既存井戸が多数あることから、造成工事等

に伴う地下水位の変化により、既存井戸の利用に支障が生じた場合には、速やかに適切な対応策を講じること。

- 2 3次元水循環モデルにおける降水量の予測条件について、既往最大渇水年である昭和53年の日降水量を用いた理由が不明確であることから、これを明らかにすること。

(地形及び地質)

- 1 地震時における斜面の安定性の予測結果において、円弧すべりの最小安全率は、「宅地防災マニュアル」の盛土法面の安定に必要な最小安全率と同値又はわずかに上回る程度であることから、環境保全措置を徹底し、斜面の安定性に与える影響の低減に努めること。
- 2 B-B'断面における円弧すべりの最小安全率（常時）の予測結果において、メッシュの表示が不適切であり最小安全率を導き出した過程が不明確であることから、改めて適切なメッシュを表示した上で、最小安全率の検証を行うこと。

(動物、植物、生態系共通)

- 1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。

また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

- 2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置するとしているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。

(植物)

周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地を創出し、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽するとしているが、計画地内に自生している樹木を造成前に仮移植し、造成後に植栽緑地や法面等に植栽するなどの環境保全措置も検討すること。

(景観)

計画地北側、主尾根上部等を公園・緑地として保全することにより、景観への影響の軽減を図るとしているが、新たに計画地北側に管理棟や駐車場等を設置する計画としていることから、これらの施設が視認できる地点における眺望景観の変化の程度について

も予測・評価すること。

以上でございます。

○平手部会長 それでは、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で、次回の総会に報告いたします。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴者退室)

(午後5時49分閉会)